

重度心身障害児・者医療費助成事業の全国的な状況

資料3

令和6年11月現在。他県が行った全国調査を基に高知県障害保健支援課作成。

1 精神障害を補助対象としている都道府県数

	都道府県数	割合	備考
対象としている	41	87%	うち3県は別制度により実施
対象としていない	6	13%	

2 精神障害を補助対象としている都道府県(41都道府県)の取扱い

(1)対象とする障害の程度

		都道府県数	割合	
精神障害者保健福祉手帳の等級	1級	26(※1)	64%	(※1)うち2県は要件(自立支援医療の受給者証所持)あり
	1、2級	11(※2)	27%	(※2)うち6県は要件(2級は身体手帳又は療育手帳の複数所持が必要など)あり
	1、2、3級	1(※3)	2%	(※3)2、3級は身体手帳又は療育手帳の複数所持が要件
手帳の等級以外で設定(障害年金1級など)		3	7%	
		41		

【高知県の取扱い】

精神障害は対象としていない

(2)対象とする医療の範囲

精神科		精神科以外		都道府県数	割合	
入院	通院	入院	通院			
○	○	○	○	24	59%	
×	○	×	○	8	20%	
×	○	○	○	6(※1)	14%	(※1)うち1県は精神障害児(3歳～中3以下)については精神科入院も対象
○	○	×	×	2	5%	
×	×	○	○	1	2%	
				41		

全ての疾病(入院・通院問わず)

(3)所得制限の有無

	有	無
都道府県数	39	2
割合	95%	5%

「有」の例

・特別障害者手当の所得要件に準拠 等

なし
(65歳以上でH15.10.1以降、新たに重度障害者となった者は対象外)

(4)自己負担の有無

	有	無
都道府県数	25	16
割合	61%	39%

「有」の例

・受診1回あたりの負担額を設定
・医療費の1割を負担 等

なし

(5)支払い方法(現物給付・償還払いの別)

	現物	償還	併用
都道府県数	20	7	14
割合	49%	17%	34%

「併用」の例

・市町村において選択可 等

現物給付(県外の医療機関で医療を受ける場合は償還払い)